

第 4920 号	 READAS リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2014年)平成26年 2月12日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 損失の繰越

Q：私は昨年、個人事業を始めましたが赤字でした。青色申告ですが、申告する必要はありますか？

A：申告をしますと、損失の繰越をすることができます。

【解説】

次の人は、確定申告をすれば損失の繰越をすることができます。

- ①平成25年度の所得金額が赤字の人
 事業所得や不動産所得、譲渡所得（分離課税の対象になる株式等や土地建物等に係る譲渡所得の赤字など一定のものを除く）、山林所得が赤字の人で、その赤字を他の所得から控除しきれない人
- ②繰越した損失額を平成25年分の所得金額から控除しきれない人
 平成24年までに控除しきれなかった繰越損失の額（注）がある人が、その損失を平成25年分の所得金額をもってしても控除しきれない金額がある人（繰越できるのは平成23年分以後の損失額です）

（注）繰越損失の額とは次のイからニまでの金額をいいます。

- イ. 雑損失の金額
- ロ. 青色申告をしていた年分の純損失金額
- ハ. 白色申告をしていた年分の純損失金額のうち変動所得の損失と被災事業用資産の損失の金額
- ニ. 上場株式等の損失金額、特定中小会社が発行した株式の譲渡損失、先物取引の差金等決済の損失金額

